

新たな社会経済情勢に即応するための
地方財務会計制度に関する研究会
報告書

令和5年12月

新たな社会経済情勢に即応するための
地方財務会計制度に関する研究会

目次

第1	<u>調達関連手続について現状認識と取組の必要性</u>	1
第2	<u>調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性</u>	2
1	入札参加資格審査手続	2
(1)	申請様式・項目及び必要書類	2
(2)	申請方法	5
2	入札参加資格審査以降の手続	6
(1)	案件情報の公表方法等	6
(2)	入札、契約、完了届、請求等	8
3	地方公共団体共通のシステムの整備等	10
第3	<u>今後の取組の進め方</u>	12
1	具体化に向けた取組の進め方	12
2	調達関連手続の共通化・デジタル化の意義の周知	13

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

地方公共団体の財務会計制度については、議会、住民等による民主的統制の下、財務会計処理の公正性、透明性、効率性を全国的に確保するとともに、他の地方公共団体との比較可能性を確保し、また、財政運営上密接な関係にある国の財務会計制度と連動させる必要があるという観点から、制度の基本的事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)や地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等で定められている。一方で、細目的事項については、各地方公共団体が地域の実情に応じて定められるよう各地方公共団体の規則で定めることとされている。

調達に関しても、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法等で定められているが、その詳細については地方公共団体の規則等に委ねられている。これにより、地方公共団体は、地域の実情を踏まえつつ、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、契約を締結することが可能となっているものの、この結果として、調達関連手続(入札参加資格審査から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。)の具体の様式・項目や申請方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。これにより、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる様式・項目及び必要書類を地方公共団体ごとに提出する必要があるなど、調達関連手続に係る事務負担が大きくなっている。

また、調達関連手続のデジタル化については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上の観点から、入札参加資格審査システム、案件情報公開システム、電子入札システム等を整備し、これらのシステムと財務会計システムや文書管理システム等とを情報連携している地方公共団体も見られる。一方で、全国的に見ると、調達関連システムの整備に係る人的資源の確保や財政的負担を要することや、証明書類等の真正性の確保が必要であること、申請方法等をオンラインによる方法に限った場合には、オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者の受注機会が失われかねないことなどを課題として、十分には進んでいない状況にある。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症への対応を通じてデジタル化の遅れが明らかとなり、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体と事業者との間の手続についても、事業者がデジタル技術を活用して地方公共団体への申請事務を効率的に処理するために、地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。これは調達関連手続についても例外ではない。例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名等の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出する入札参加資格審査申請については、地方公共団体ごとに異なる入札参加資格の有効期間や申請時期・受付期間、様式・項目等を共通化することによって、事業

者における地方公共団体ごとの入札参加資格の有効期間の管理や、申請時期等の確認、様式・項目等の作成や入力に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。また、申請方法をオンライン化することによって、事業者にとっては、地方公共団体に出向くことや書類を郵送することなく申請を行うこと、デジタル技術を活用した様式・項目等の作成や入力を自動化することが可能となり、事務処理が効率化されるものと考えられる。このため、実際に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その様式・項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システム等を整備して手続をデジタル化することを求める声がある。地方公共団体にとっても、システムによる自動処理が可能な範囲が増加し、人の手によるシステムへの入力事務が縮減されるなど、事務処理の効率化に資するものと考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、共通化・デジタル化に向けた取組を進める必要がある。

その際、調達関連手続のデジタル完結を実現するためには、各地方公共団体において、当該手続がシステムを通じて処理されるようになることに加えて、デジタル技術を最大限活用する観点から、事業者が各地方公共団体に対して個々に申請等を行うことなく、複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンスオンリー化を実現することが重要である。このためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにする必要があり、そのためにも、現在、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の様式・項目や手続等について、必要な範囲での共通化を図る必要がある。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めるため、以下の方向性で取組を行うこととすべきである¹。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

① 現状

地方公共団体において、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保する

¹ 本報告書においては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けない契約の手続について検討したものである。同令の適用を受ける契約については、原則として地方自治法施行令第167条の5の2に規定する入札参加資格を設けることができないことなどに留意する必要がある。

ため、地方自治法では、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格について規定を設けている（地方自治法第234条第6項及び地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2まで）。

これらの規定に基づき、地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け、入札に参加しようとする事業者が同令第167条の4に規定する欠格要件等に該当しないかどうかを確認するとともに、必要に応じて、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格について審査を行った上で、格付けや順位付けを行い、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準は、一般に、経営事項審査や自己資本額等のいわゆる客観的審査事項や、施工実績、工事成績、監理技術者等の雇用状況、機械の保有状況等のいわゆる主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。

また、入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、多様なものとなっている。

なお、あらかじめ行われる入札参加資格審査に加えて、個々の一般競争入札を行うに際しても、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、同令第167条の5の2の規定に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格のほか、さらに、当該入札に参加する事業者の所在地や、当該契約に係る工事等についての経験又は技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができるとされている。

② 共通化の方法

入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類が地方公共団体ごとに多様となっている状況を踏まえ、総務省においては、令和3年に、国の申請項目等を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目等（以下「標準項目等」という。）として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を助言している²。

その活用状況については、総務省が令和4年に実施した調査³によると、令和4年7月時点で、標準項目等を活用している地方公共団体は101団体（都道府県1団体、市区町村100団体）となっている。また、標準項目等を導入予定又は導入について検討中としている地方公共団体は1,311団体（都道府県39団体、市区町村1,272団体）となっている。

² 「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総行第369号 総務省自治行政局行政課長通知）

³ 「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」（令和4年12月総務省）

今後、各地方公共団体において、入札参加資格の有効期間の経過に伴う定期的な見直しの機会や調達関連システムの更新の機会を捉えて標準項目等が活用されることにより、申請項目等の共通化が進んでいくことが期待されている。一方で、地方公共団体からは、標準項目等を活用するに当たって、標準項目等のほかに各地方公共団体が独自に新たな様式等を作成して追加する必要がある項目等が多数にのぼることから、各事業者の事務負担軽減の効果は限定的である等の意見もある。こうした課題も踏まえつつ、「第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性」において述べたように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、事業者の申請のワンストップ化を実現するための環境整備に資するために、申請項目等の共通化については、さらに踏み込んだ取組を行う必要がある。

そこで、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較したところ、

- ・ 例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、国の申請項目等や総務省の標準項目等については、一部の項目（事業者の外資状況等）を除けば、地方公共団体において概ね共通していること
- ・ また、国の申請項目等や総務省の標準項目等以外でも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、共通しているとまではいえないが、多数の地方公共団体において設けられている申請項目等があること

が確認された。

これを踏まえ、総務省の標準項目等のような地方公共団体が共通して定めている申請項目等に加えて、多数の地方公共団体において設定されている申請項目等についても、地方公共団体が任意に提出を求めることのできる共通の申請項目等として定めることが考えられる。

一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合があるが、このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から地域への精通度を確認するなど、各地域の実情等を踏まえて定められているものと考えられる。地方公共団体が、地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保する必要があることに鑑みれば、申請項目等の共通化を進めるとしてもなお、このような独自の申請項目等について、契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な範囲内において、引き続き、地方公共団体の判断により、入札参加資格審査申請時に提出を求めることができるようにすることが適当であるものと考えられる。

これらを踏まえ、申請項目等の共通化の方法として、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようにすること

が考えられる。

i 全地方公共団体共通の申請項目等

(例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書等。)

ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等

(例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等。)

iii 地方公共団体独自の申請項目等

(その他契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目等。例えば、表彰実績等。)

なお、入札参加資格について、地方自治法施行令第167条の5第1項においては、必要があるときは、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができるとされている。申請項目等の共通化の取組を進めるに当たっては、iiiのような独自の申請項目等を含め、申請項目等は、事業者が同項に規定する要件に該当するかどうかを判定するために必要な範囲内で設けることができる点、また、競争性・効率性を確保するとの入札制度の趣旨からは、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、申請項目等を必要最小限とすることが求められる点に留意する必要がある。

(2) 申請方法

① 共通化

入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、国の法令上規定されておらず、各地方公共団体の規則等に委ねられている。各地方公共団体においては、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、調達関連システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等、中小事業者をはじめとする事業者の事務負担などの地域の実情を考慮して申請方法を定めており、この結果として、申請方法は地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないものと考えられる。また、現に、複数の地方公共団体において申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている取組も見られるが、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化さ

れている必要がある。こうした点を踏まえ、申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることが考えられる。

② デジタル化

受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、入札参加資格審査申請を調達関連システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促す必要がある。このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。

さらに、複数の地方公共団体に対して当該申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点からは、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格審査申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある。

これに関連して、「第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性」では、申請様式・項目及び必要書類について、i・ii・iiiの共通化の方法を示した。この場合、例えば「i 全地方公共団体共通の申請項目等」及び「ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等」については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請できることが考えられる。また、「iii 地方公共団体独自の申請項目等」については、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請できることも考えられる。このことによって、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化が図られる。

なお、この際には、紙媒体に原本性のある納税証明書や登記事項証明書等の証明書類のデジタル化について、当該証明書類等に係る制度の所管省庁等と連携して検討する必要がある。

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

① 一般競争入札の公告の方法

地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。

この公告の方法は、国の法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われているが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。

これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促す必要がある。

この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することが考えられる。

また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、入札の公告に係る情報についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて公表することを検討する必要がある、これを念頭において公表する項目等を共通化することが考えられる。

② 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法

指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、国の法令上、その公告が義務付けられていない。

このため、指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて案件情報を公表可能とすることも考えられる。

③ 入札・落札情報等の公表の方法

物品・役務等の入札・落札情報等（入札者・落札者の名称、入札・落札金額等）については、国の法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。（一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている。）

他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達関連システムにおいて公表されている。

このような国の取組も踏まえ、地方公共団体が公表することが適当であると判断する物品・役務等の契約に係る入札・落札情報等について、入札・契約に係る不正行為の防止や事業者の利便性の向上に資する観点から、ホームページや調達関連システム等のオンラインによる方法で公表することを地方公共団体に促すことが考えられる。

また、一般競争入札の公告と同様に、入札・落札情報等の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体の入札・落札情報等を公表できるようにすることを検討することも考えられる。

なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要がある。

(2) 入札、契約、完了届、請求等

① 入札参加申込書等・完了届等の様式・項目等

事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、国の法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。

これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障についても指摘されていないところである。

他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも、地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。

これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合

には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。

なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、地方公共団体が行うあらゆる検査の方法について、共通化することは現時点では困難であると考えられる。

② 契約の内容

地方公共団体が締結する契約については、建設工事、建設工事に関する調査等、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。

これを踏まえると、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。

もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、個別の契約の実情を把握している事業者団体や各所管省庁等において、地方公共団体の各行政分野における契約の実態を十分に踏まえた上で、個別に検討されるべきものである。

③ 請求書等の様式・項目

事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等（見積書、納品書等を含む。以下同じ。）については、一般に、各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることは困難であると考えられる。

なお、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義があるとの意見もあった。

④ 入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等

入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務処理の効率化が図られるものと考えられる。

この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促す必要がある。

また、全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。

なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促す必要がある。

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

これまで述べてきたように、調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにすることが考えられる。この方法としては、以下のものが考えられる。

- ① 都道府県単位での共同の調達関連システムを整備が全国的に行われるよう促進すること
- ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
- ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること

①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲が広がることを見込まれると考えられる。他方で、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。

②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行う方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。

また、②又は③の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（L G W A Nを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。さらに、②又は③の共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要がある。

調達関連手続のデジタル化については、今後、①から③までの方法について、上記の課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性やこれらの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。

なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する。）ことが考えられる。なお、国の法令や技術的な助言で様式・項目等や申請

方法等の詳細を定めなくとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。

共通化する方法について、国の法令において規定する方法又は地方自治法に基づく技術的な助言を行う方法のいずれによる場合であっても、その前提として、調達関連手続を処理する地方公共団体との合意形成を図る必要がある。このため、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化の進め方についての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

本報告書においては、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性を示したが、実際に取組を進めるに当たって、地方公共団体の各行政分野における具体の事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえなければ、共通化・デジタル化を実現することは困難である。このため、本報告書で示した取組の方向性については、調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞くとともに、各行政分野の実情を把握している所管省庁における取組とも連携して、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

これを踏まえ、総務省においては、まず、総務省職員と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、各行政分野の所管省庁における取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等について、各地方公共団体の様式・項目や申請方法等の現状を調査し、共通化すべき様式・項目等を精査した上で、試案を作成して地方公共団体や事業者の意見聴取等を行うことなどにより検討すべきである。また、調達関連手続のデジタル化の方法について、本報告書において示した課題や検討事項等を踏まえ、実務的・技術的な観点から、地方公共団体や事業者の意見聴取等を行いながら、検討すべきである。その上で、これらの十分な検討を踏まえて、共通化・デジタル化の具体化に向けたスケジュール等を策定すること、及びこのスケジュールに基づき、ワーキングチームにおいて検討した様式・項目や申請方法等の地方公共団体における活用を進めるとともに、手続のデジタル化に向けた具体の取組を進めていくことが考えられる。

なお、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、若しくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、「第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性」の「3 地方公共団体共通のシステムの整備等」で指摘した課題や検討事項

等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要がある。

2 調達関連手続の共通化・デジタル化の意義の周知

調達関連手続の共通化・デジタル化については、短期的には、手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と地方公共団体が自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合の方がコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等のメリットがあるものと考えられる。

また、長期的には、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること等のメリットがあるものと考えられるが、これは、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治運営の基本原則からも当然に要請されているものである。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めていくに当たっては、総務省において、各行政分野の所管省庁とも連携しながら、このようなメリットや必要性が地方公共団体に認識されるよう周知していくことが重要である。

その際、この共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであることから、このような事業者が参加する経済団体の協力も得ながら、地方公共団体にそのメリットや必要性を説明していくことが重要である。また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、ベンダー事業者の協力も得ることが重要であると考えられる。なお、調達関連手続の共通化・デジタル化は、我が国の産業構造の高度化・国際競争力の強化に資するものであることから、事業者や事業者団体においても、自ら地方公共団体やデジタル化に消極的な事業者等に働きかけて、オールジャパンで共通化・デジタル化の取組を進めていくことが重要であることを付言する。

参考資料 目次

参考資料 1	研究会開催要項、構成員名簿	1 5
参考資料 2	研究会開催実績	1 7
参考資料 3	調達関連手続の概要	1 8
参考資料 4	調達に関する一連の手続のフロー	1 9
参考資料 5	地方公共団体のシステム相関図の例	2 1
参考資料 6	入札参加資格の概要	2 2
参考資料 7	入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況	2 5
参考資料 8	入札参加資格審査の申請方法の状況	3 2
参考資料 9	入札参加資格審査の審査基準の状況	3 3
参考資料 1 0	入札の公告の方法・入札参加申込書等の項目の状況	3 4
参考資料 1 1	完了届の様式・項目の状況	3 5
参考資料 1 2	請求書の様式・項目の状況	3 6
参考資料 1 3	調達関連手続に関する規定状況	3 7
参考資料 1 4	調達関連手続の電子化・オンライン化の状況	3 8
参考資料 1 5	調達関連手続の共通化の取組	4 0
参考資料 1 6	入札参加資格審査申請の受付体制の状況	4 1
参考資料 1 7	国の調達関連手続の状況	4 2
参考資料 1 8	入札参加資格審査申請に係る標準項目	4 4
参考資料 1 9	入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況	4 6
参考資料 2 0	経済団体からの主な意見	4 7
参考資料 2 1	地方公共団体からの意見聴取の結果	5 2

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

開催要綱

1. 開催趣旨

これからの社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は原則非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、議事録を作成し、速やかに公表することとする。ただし、配付資料及びこの議事録について、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。
- (4) (3)により、配付資料及び議事録を非公表とする場合には、議事要旨を作成し、公表するものとする。

5. 開催期間

令和3年4月から開催する。

6. 庶務

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

構成員名簿

(構成員)

いしかわ 石川	けいこ 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授
おおわき 大脇	しげあき 成昭	九州大学大学院法学研究院教授
かたぎり 片桐	なおと 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
きむら 木村	たくまる 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
こにし 小西	あつし 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
たかはし 高橋	しげる 滋	法政大学法学部教授
たてべ 建部	みやび 雅	成蹊大学法学部教授

(※五十音順、敬称略)

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

開催実績

○令和4年11月22日 第9回研究会

- ・調達関連手続の現状と課題①

○令和5年 3月29日 第10回研究会

- ・調達関連手続の現状と課題②（経済団体ヒアリング）

○令和5年 5月11日 第11回研究会

- ・調達関連手続の現状と課題③（ベンダー事業者ヒアリング）

○令和5年 9月14日 第12回研究会

- ・調達関連手続の共通化・デジタル化に係る今後の議論に向けた論点整理

○令和5年10月17日 第13回研究会

- ・調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方（地方公共団体ヒアリング）

○令和5年11月 1日 第14回研究会

- ・調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書試案）

○令和5年11月30日 第15回研究会

- ・調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書案）

○ 調達関連手続（一般競争入札）は、①入札参加資格審査、②案件情報公開、③入札、④契約、⑤完了届・検査、⑥請求・支払から構成されている。また、指名競争入札については一般競争入札の手続に加えて指名手続が、随意契約については入札手続に代えて見積徴収等の手続がある。

①入札参加資格審査

契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定する。事業者から申請を受け、当該資格を有するかどうかを審査する。

- ※ 入札から排除する欠格要件のほか、契約の内容に応じて定める積極要件を設定。（令167の4、令167の5①、令167条の5の2）
- ※ 入札参加資格の審査項目・必要書類、申請方法、審査基準については法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

②入札の公告

入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等、無資格者による入札が無効な旨等を公告する。（令第167条の6）

- ※ 入札の公告の方法については、法律及び政令に別段の制限がなく、公報、新聞、掲示その他適宜の方式により広く一般に周知できるような手段で行われている。

③入札

事業者から入札参加の申込を受け、その入札参加資格を確認した上で、事業者から入札書の提出を受け、落札者を決定する。

- ※ 開札の立会い（電子入札の場合は立会いなしも可）、入札書の書換、引換、撤回の禁止、再度入札、同価入札の場合のくじ引きが規定。（令167条の8、167条の9）
- ※ 入札書等の様式・項目や入札の方法・手続については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。電子入札によることもできる。

④契約

契約書への記名・押印 / 契約内容を記録した電磁的記録への電子署名によって契約が確定する。

- ※ 地方公共団体が契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約書に記名押印し、又は電子署名を講じなければ、当該契約は確定しないものとされている。（法234条⑤）

⑤完了届・検査

契約の履行後、事業者から完了届の提出を受け、給付の完了の確認をするため必要な検査を行う。

- ※ 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないこととされている。（法第234条の2、令第167条の15②）
- ※ 完了届の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、各地方公共団体において設定。

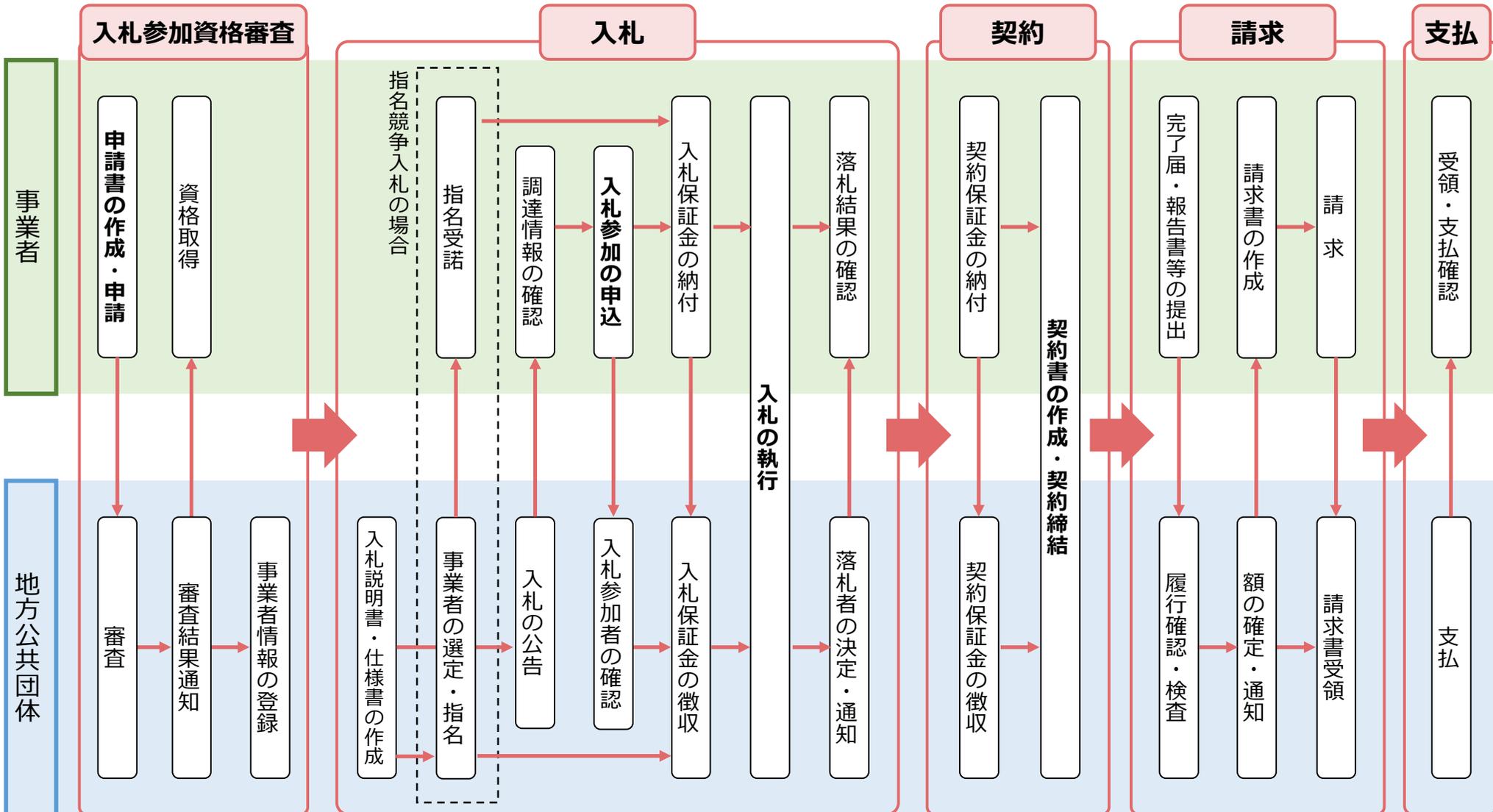
⑥請求・支払

事業者から請求書の提出を受け、支出命令・支出を行う。（法第232条の4、令第160条の2等）

- ※ 請求書の様式・項目や提出方法については、法令上規定されておらず、事業者が任意の様式により提出。

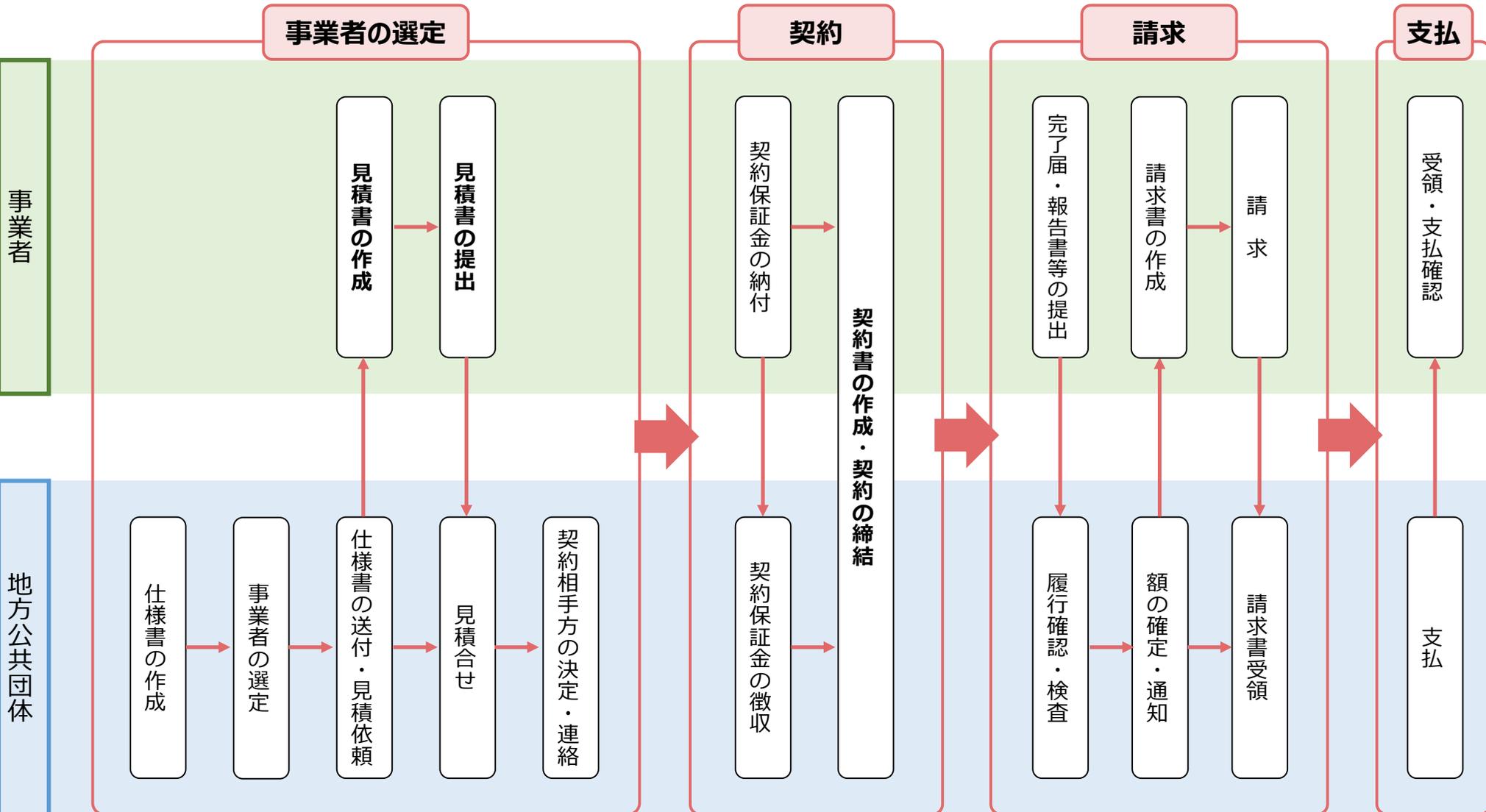
調達に関する一連の手続のフロー①（競争入札）

- 地方公共団体の競争入札による調達の一連の手続は、入札参加資格審査、入札、契約、請求、支払から構成。
- 入札参加資格審査申請、入札、契約締結、請求等の各手続において、地方公共団体と事業者との間で事務が処理されることとなるが、その具体的実施方法や様式については、地方公共団体ごとに異なっている状況。

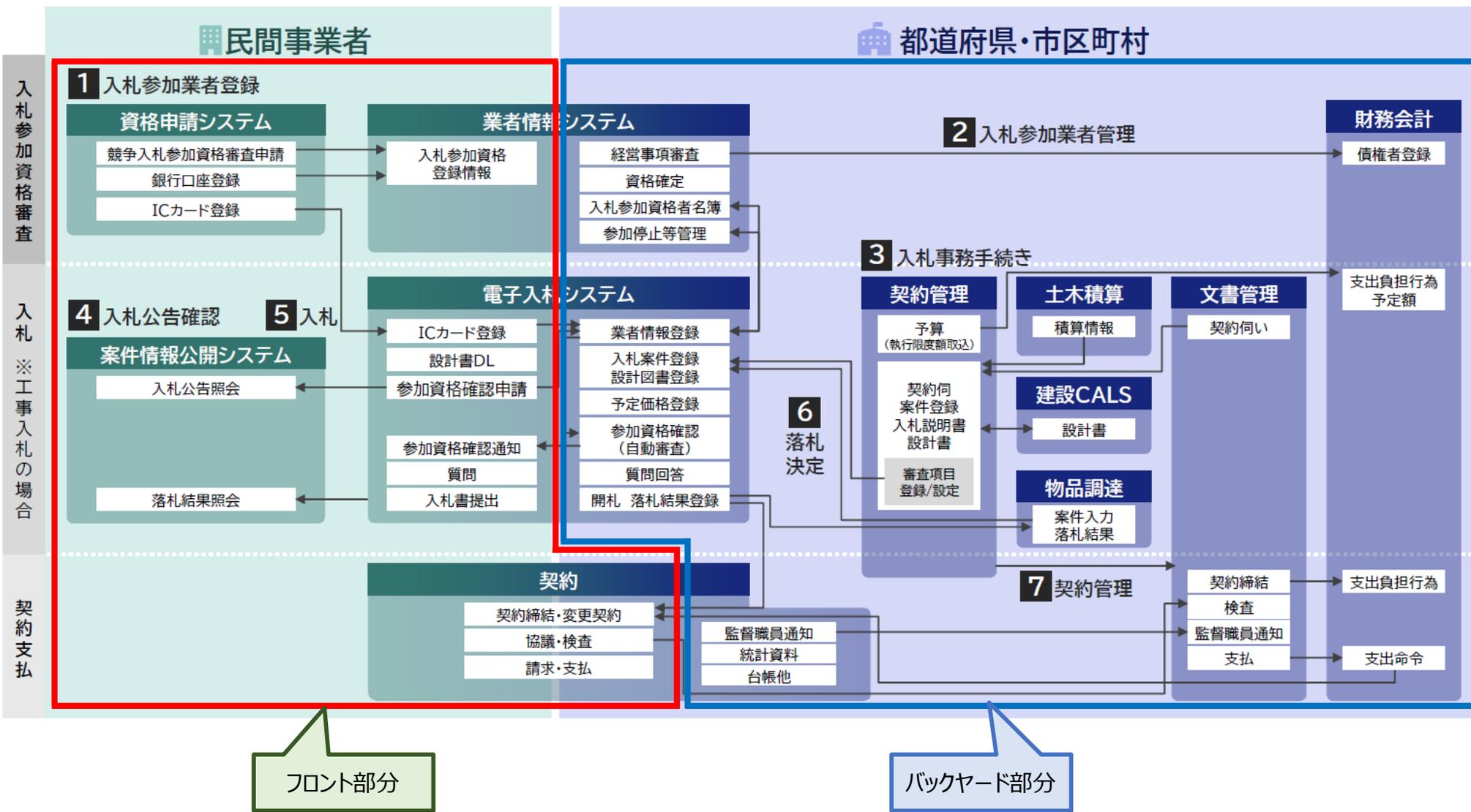


調達に関する一連の手続のフロー②（随意契約）

- 地方公共団体の随意契約による調達の一連の手続は、事業者の選定、契約、請求、支払から構成。
- 見積書の提出、契約締結、請求等の各手続において、地方公共団体と事業者との間で事務が処理されることとなるが、競争入札と同様に、その具体的実施方法や様式については、地方公共団体ごとに異なっている状況。



※日本電気株式会社資料（第11回研究会資料 3を加工）



入札参加資格の概要について

- 地方公共団体の契約は、公正性や機会均等の観点から、原則として、一般競争入札により地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とすることとされているが、**地方公共団体として契約の適正な履行をすることが不可能と思われる者と契約を締結することはできない。つまり契約の相手方となるべき者が、当該契約の履行に必要な能力を有しなければならないことから、地方自治法第234条第6項の委任を受けた地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2までの規定において、一般競争入札参加者の資格について以下のとおり区分して規定**されている*。

※ 指名競争入札については、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5の規定を準用している。

(1) 絶対的欠格要件 (令167条の4①) (特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加させることができない)

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(2) 任意的欠格要件 (令167条の4②) (3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる)

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ 入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 任意的積極要件 (令167条の5①) (必要があるときに、あらかじめ、契約の種類・金額に応じて定めることができる)

経営の規模及び状況を要件とする資格 (①工事、製造又は販売等の実績、②従業員の数、③資本の額、④その他)

(4) 追加の任意的積極要件 (令167条の5の2) (契約の性質・目的により入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときに更に定めることができる)

- ① 事業所の所在地、②当該契約に係る工事等についての経験の有無、③技術的適性の有無 等

いわゆる地域要件

入札参加資格についての地方自治法令の規定

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4・5 （略）

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

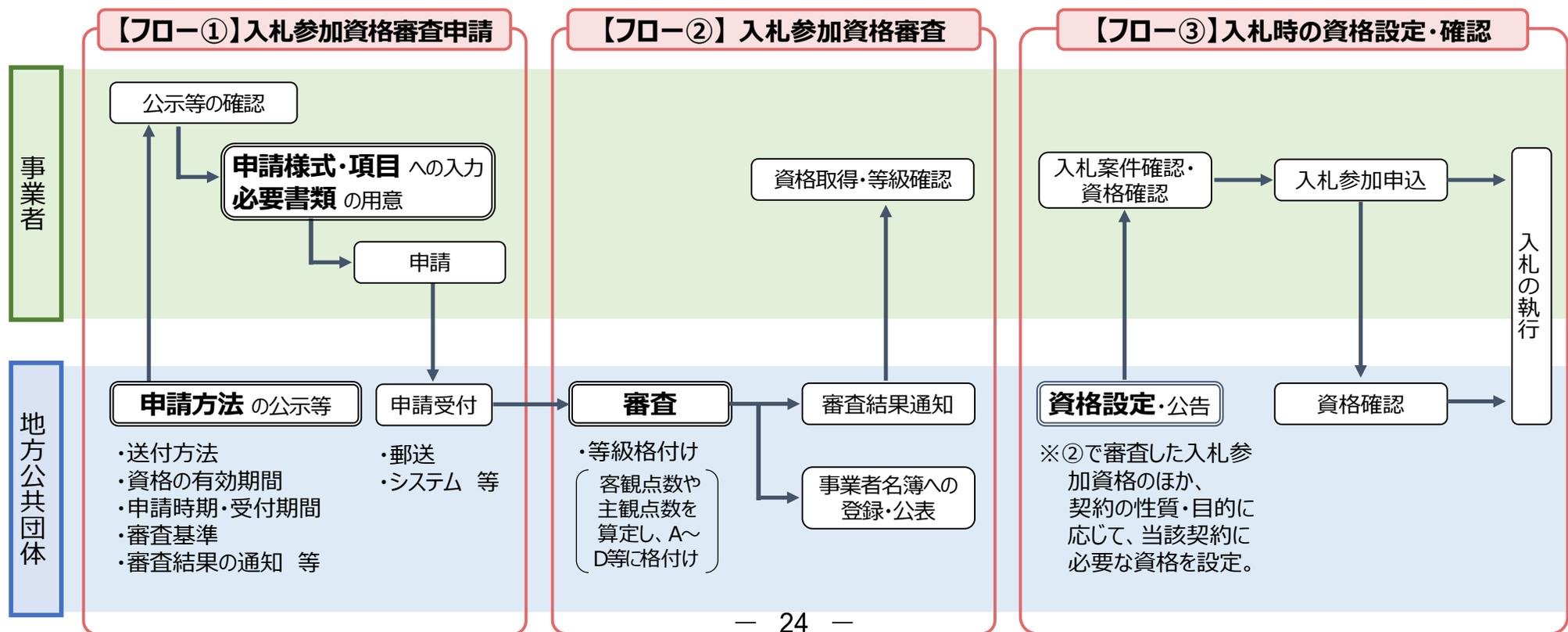
2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

入札参加資格審査の運用について

- **各地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力及び技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法施行令の規定に基づき、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて、必要な入札参加資格を設定している。**
 - ・ 具体的には、各地方公共団体においては、**あらかじめ、事業者から、定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け**（フロー①）、当該申請内容を基に、**申請者の等級（A～Dや順位等）を資格の種類（契約種別）ごとに格付け（特に建設工事）し、入札参加資格者名簿（事業者名簿）に登録している**（フロー②）。
 - ・ また、入札の際、個別具体の契約の実態に即した入札参加資格を設定し、事業者の当該資格の有無を確認している。（フロー③）。

【一般的な運用フロー】



入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況①

参考資料 7

① 申請項目（国の申請項目との比較）

※ 建設工事の申請項目等。各県HPに掲載されている入札参加資格申請システムマニュアル類を参考に作成。以下同じ。

国（国土交通省） （中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）		地方公共団体の競争入札 参加資格審査申請に係る 標準項目（総務省作成）	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
1	申請区分（新規・更新） ※申請者は記入不要	○			△ ・新規、継続のほか「業種追加、団体追加、一部廃業等」から選択		
2	受付番号 ※役所側が記入	○					
3	業者コード ※役所側が記入	○	△ ・業者区分			△ ・業者統一番号（愛知県が設定）	
4	建設業許可番号	○	○	○	○	○	○
				△ ・経営事項審査受審時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合は、「経営事項審査時許可番号」の記入必要	△ ・経営事項審査受審時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合は、「経営事項審査時許可番号」の記入必要	△ ・旧の建設業許可番号、経営事項審査基準日	
5	申請者の規模 ※役所側で記入						
6	適格組合証明（取得年月日）	○				○	
	適格組合証明（番号）	○				○	○
7	本社（店）郵便番号	○	○	○	○	○	○
8	法人番号	○	○	○	○		
9	本社（店）住所	○	○	○	○	○	○
	本社（店）住所（フリガナ）	○	○	○	○	○	○
10	商号又は名称	○	○	○	○	○	○
	商号又は名称（フリガナ）	○	○	○	○	○	○
11	役職	○	○	○	○	○	○
	代表者氏名	○	○	○	○	○	○
	代表者氏名（フリガナ）	○	○	○	○		○

○：国（国土交通省）が求める申請項目・必要書類と一致しているもの（国が求める申請項目・必要書類と名称が異なるものの、求めている内容が同じであるものを含む）

△：国（国土交通省）が求める申請項目・必要書類に類するものではあるものの、求めている内容が異なるもの

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況②

国（国土交通省） （中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）		地方公共団体の競争入札 参加資格審査申請に係る 標準項目（総務省作成）	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
12	担当者氏名	△	○	○	○	○	○
	担当者氏名（フリガナ）	○		○	○	○	○
13	本社（店）電話番号	○	○	○	○	○	○
14	担当者電話番号	○	○	○	○	○	○
15	本社（店）FAX番号	○	○	○	○	○	○
16	電子入札用ICカードの登録番号						
17	メールアドレス	○	○	○	○	○	○
18	申請代理人 郵便番号	○	○	○	○		○
	申請代理人 住所	○	○	○	○		○
	申請代理人 氏名	○	○	○	○		○
	申請代理人 電話番号	○	○	○	○		○
		△		△			△
19	外資状況 外国籍会社・国名	○				○	○
	外資状況 日本国籍会社・国名 （外資比率100%）	○				○	○
	外資状況 日本国籍会社・国名・外資比率●%	○				○	○
20	営業年数	○	○	○	○	○	○ （※総合評定通知書の写し で確認可能）
21	総職員数	△				△	△
	（添付書類で確認）						
	有資格技術職員内訳（施工管理技士、技術士、建築士等）					○	
	登録基幹技能者講習修了証の所持者数					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員、役職員等の内訳の記載が必要）					△	△
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
	・常勤職員数（技術職員、事務職員、その他の職員の内訳の記載が必要）					△	△
	・有資格者技術職員数等					○	
22	設立年月日	○					
23	みなし大企業	○					
24	競争参加資格希望工種区分	○	○	○	○	○	○
	年間平均完成工事高	○	△	○	○	○	○
	申請を希望する部局						
	・業種区分 ・希望順位 ・営業種目、細目						
	・実績高割合						
	（※総合評定値通知書にて確認可能）						
	（※総合評定値通知書にて確認可能）						
	（※総合評定値通知書にて確認可能）						

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況③

② 申請項目（国の申請項目とはされていないが地方公共団体が独自に申請項目としているもの）

地方公共団体個別の項目		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
資本等	資本金	・資本金	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	・資本金	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)
	自己資本額	・自己資本額	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)	(※ 総合評定値通知書にて確認可能)		(※ 総合評定値通知書にて確認可能)
	納税に関する情報	・納付状況（未納の有無）	(※ 納税証明書にて確認可能)	(※ 納税証明書にて確認可能)	・納付状況（未納の有無） ・課税番号	(※ 納税証明書にて確認可能)
	営業譲渡		・営業譲渡年月日	・営業譲渡の有無		
	合併		・合併年月日	・合併の有無		
会社分割		(※ 営業沿革書にて確認可能)	・会社分割の有無			
工事の実績等	工事の経歴等	工事名	・工事名	・工事・契約名 ・契約内容	・工事名 ・工事概要	・工事名
		工事の種類	・工事の種類		・希望職種 ・専門工事コード	
		発注者名	・発注者名	・発注者名	・発注者名	・発注者名
		元請・下請区分	・元請・下請区分	・元請・下請区分	・元請・下請区分	・元請・下請区分
		金額	・請負代金額	・請負・契約金額	・請負代金額	・請負代金の額
		工期	・工期	・請負・契約期間	・着工年月 ・完成年月	・着工年月 ・完成予定年月
		履行場所	・履行場所	・履行都道府県		・工事場所
	その他			・申請先自治体との指名実績 ・契約実績の有無	・配置技術者氏名	
表彰の実績	(※ 資格情報を証明する書類等で確認可能)	・千葉県優良工事表彰状況（件数）	・CCI神奈川県技能者表彰 ・神奈川県卓越技能者等表彰 ・建設マスター（大臣表彰）		(※ プレミアムこころカンパニー表彰状等で確認可能)	

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況④

地方公共団体個別の項目	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
福利厚生			<ul style="list-style-type: none"> 退職一時金制度加入の有無 建設業退職金共済制度加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済制度加入の有無、会員番号、交付年月日 	(※ 退職一時金制度、企業年金制度、建設業退職金共済制度への加入を証明する書類で確認可能)
安全衛生等（労働災害）	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 労働災害補償保険加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会加入の有無、会員番号、交付年月日 労働災害補償保険加入の有無 	(※ 建設業労働災害防止協会島根県支部より届く活動実績情報等にて確認可能)
ISO認証の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 認証機関名 登録番号 登録・更新年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 登録番号 	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号 登録年月日
エコアクション21登録証		<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 取得の有無 		
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用人数 法定雇用の有無 法定雇用率達成状況（達成、未達成） 	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率達成状況（達成、未達成） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の有無 かながわ障害者雇用優良企業の認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> 法定障害者雇用達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用状況の報告義務の有無 障害者雇用状況（職員総数、障害者人数）
育児に関する取組	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の有無 神奈川県子ども・子育て支援推進条例による認証取得の有無 	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)
女性活躍推進等	(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法による認定取得の有無 		(※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届等で確認可能)
若者・保護監察対象者の雇用	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜保護観察所に協力雇用主登録を行っており、過去2年間で保護観察対象者等を連続する3か月間雇用した実績を横浜保護観察所に証明された者の有無 	(※ 協力雇用主の登録に関する証明書にて確認可能)	
働き方改革	(※ 多様な働き方実践企業認定証の写し等で確認可能)		<ul style="list-style-type: none"> かながわサポートケア企業認証取得の有無 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要金融機関名、支店等名 破産の有無（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要金融機関名、支店等名 	<ul style="list-style-type: none"> TECRIS会社コード 健康経営優良法人認定制度（経済産業省）に係る認定取得の有無 建設重機の保有状況 		

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑤

③ 必要書類（国の必要書類との比較）

国（国土交通省） （中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に加工）		地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る 標準様式・添付書類	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
業態調書（資本関係、役員の兼任）				△ ・関連業者届出書 （資本関係又は人的関係に関する申告書）	△ ・資本関係又は人的関係に関する申告書	△ ・資本関係又は人的関係に関する申告書	△ ・業態調書（親子会社関係調書）
営業所一覧表（営業所名称、営業区域許可業種）		○	△	△	△		△
委任状		○	△	△	△		○
総合評定値通知書の写		○	○	○	○		○
社会保険等の領収書等の写				○	○	○	○
納税証明書	【法人】 ・国税通則法施行規則第9号書式その3の3（法人税並びに消費税及び地方消費税）	△ ・未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書であって、申請先地方公共団体が求めるもの	○	○	△	○	△ ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3）
	【個人事業者】 ・国税通則法施行規則第9号書式その3の2（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）						
			△ ・法人県民税及び法人事業税の納税証明書 ・個人事業税の納税証明書 ・住民税の納税証明書	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）	△ ・前年度の法人事業税納税証明書 ・前年度の個人事業税納税証明書	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）	△ ・県税に係る納税証明書（全税目において未納がないことの証明）

※ 国又は地方公共団体において、添付書類として扱っている場合であっても、入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況①～④で申請項目として取り扱ったものについては掲載していない

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑥

④ 必要書類（国の必要書類とはされていないが地方公共団体が独自に必要な書類としているもの）

地方公共団体個別の提出資料		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
基本情報	誓約書	・ 欠格事由に関する誓約書		・ 申請内容に関する誓約書 ・ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書 ・ 同意書（役員等が暴力団等に該当しないことを警察へ照会することへの同意）		・ 申請内容に関する誓約・同意書
	会社情報を証明する書類【法人】	・ 履歴事項全部証明書 ・ 法人番号の確認資料 ・ 印鑑証明書	・ 履歴事項全部証明書 ・ 使用印鑑届	・ 履歴事項全部証明書		・ 履歴事項全部証明書
	個人情報を証明する書類【個人】	・ 身分証明書 ・ 登記されていないことの証明書	・ 身分証明書 ・ 登記されていないことの証明書 ・ 使用印鑑届			・ 身分証明書
	役員等に関する情報	・ 使用人一覧表	・ 使用人一覧表	・ 役員等名簿		・ 役員等名簿
資本等	財務諸表類			・ 貸借対照表（建設重機の保有状況）		
	営業沿革書		・ 営業沿革書			
	営業譲渡に関する資料		・ 合併・営業譲渡履歴書 ・ 営業譲渡契約書	・ 営業譲渡時経営事項審査結果通知書 ・ 営業譲渡契約書 ・ 営業譲渡に係る総会議事録		
	合併に関する資料		・ 合併・営業譲渡履歴書 ・ 合併契約書	・ 合併時経営事項審査結果通知書 ・ 合併契約書 ・ 合併に係る総会議事録		
会社分割に関する資料			・ 分割時経営事項審査結果通知書 ・ 分割計画（契約）書 ・ 分割に係る総会議事録			
工事の実績等	建設業許可等	・ 建設業許可申請書 ・ 建設業許可通知書	・ 各建設業団体の加入証明書			・ 建設業許可証明書
	官公需適格組合関係		・ 官公需適格組合証明書 ・ 組合員名簿			
	工事経歴等を確認できる書類					・ 建設工事施工実績証明書
	工事に関する資格等	・ 資格情報を証明する書類 ・ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等に加入していることを証明する書類				・ （一社）全国土木施工監理技士会連合会発行のCPDS学習履歴証明書 ・ 島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度（ハートフルしまね）の実施団体としての認定書 ・ しまねハイツ建設ブランド推奨技術又は登録技術の登録通知

入札参加資格審査の申請項目・必要書類の状況⑦

地方公共団体個別の提出資料		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	島根県
工事の実績等	表彰の実績を確認できる書類					・しまねハツ建設ブランド推奨技術又は登録技術の登録通知 ・プレミアムこころカンパニー表彰状
	地域貢献（防災等）	・消防団協力事業所に関する証明書 ・埼玉県と締結している防災協定書 ・地域貢献の実施状況 ・国・埼玉県・県内市町村の要請等に基づく災害防止活動の実績報告				・消防団協力事業所に関する証明書 ・防災協定締結団体加盟証明書 ・家畜伝染病防疫対策協定締結団体加盟証明書 ・災害時地域貢献申告書
その他の経営の状況等	福利厚生			・退職一時金制度導入の証明書類 ・企業年金制度導入の証明書類 ・建設業退職金共済（建退共）制度加入履行証明書		・退職一時金制度導入の証明書類 ・企業年金制度導入の証明書類 ・建設業退職金共済（建退共）制度加入履行証明書
	安全衛生等（労働災害）	・建設業労働災害防止協会加入証明書 ・不当要求防止責任者の責任者講習受講修了書	・建設業労働災害防止協会加入証明書	・建設業労働災害防止協会加入証明書		・建設業労働災害防止協会島根県支部加盟及び同協会主催の現場安全パトロール参加実績 ・労働安全講習受講実績報告書 ・法定外労働災害補償制度加入証明書
	ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証	・ISO認証取得登録証
	エコアクション21登録証		・エコアクション21登録証	・エコアクション21登録証		
	障害者雇用	・障害者雇用状況報告書	・障害者雇用状況報告書 ・障害者雇用納付金制度による報奨金支給申請書 ・調整金支給申請書	・障害者の法定雇用率を超えてプラス1人以上雇用していることを証する書類		・障害者雇用状況調査 ・しまねゆめいくカンパニー認定証
	育児に関する取組	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書 ・育児休業制度導入の状況	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書 ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例認証証明書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・子ども・女性みまもり運動登録事業所の活動報告書類 ・こころカンパニー認定書
	女性活躍推進等	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・女性技術職員雇用の状況	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書	・女性活躍推進法に基づく認定に関する基準適合一般事業主認定通知書		・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 ・しまね女性の活躍応援企業の登録証 ・しまね女性の活躍応援企業の表彰状
	若者・保護監察対象者の雇用	・協力雇用主の登録に関する証明書 ・若年技術職新規雇用の状況 ・インターンシップ等の受入れに関する証明書	・協力雇用主の登録申告書 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく基準に適合する事業主である旨の認定通知書 ・新規卒業者継続雇用申告書	・過去2年間で、連続する3か月間以上保護観察対象者等を雇用した実績を証明する横浜保護観察所発行の証明書	・保護観察対象者等の雇用に関する証明書	・島根県教育庁社会教育課が所管する学校支援企業等としての登録が確認できる書類及び登録事業者としての活動を学校長が証明する書類
	働き方改革	・多様な働き方実践企業認定証の写し ・4週8休の取組状況				

申請方法	神奈川県	東京都町田市	鹿児島県阿久根市
受付方法	<p>【申請項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ電子入札共同システム」により申請 <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請を希望する地方公共団体に郵送により送付 <p>※ 申請項目については、県・市町村等で共通化されている。(団体個別項目の設定も可能であり、県と一市で設定)</p> <p>必要書類については県・市町村等共通の書類と団体個別の書類があり、共通の書類については共同受付窓口(県)に、個別の書類については、各団体に個別に提出する。</p>	<p>【申請項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により申請 <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査担当※の地方公共団体に郵送により送付 <p>※ 申請を希望する地方公共団体のうち、1団体が無作為に審査担当とされる。</p> <p>※ 申請項目・必要書類ともに都内市区町村等で共通化されており、複数の団体に申請する場合には、いずれかの審査担当団体に一括して提出する。</p>	<p>【申請項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送により送付 <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送により送付
申請時期 (直近の定期申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月3日から令和4年11月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月13日から令和4年1月28日まで
資格の有効期間 (直近の定期申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (2年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録する場合は、登録申請した月の直前の決算月の翌月から起算して1年8か月後の月の末日 (継続申請した場合は、追加で1年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日から令和6年3月31日まで (2年間)

審査基準	神奈川県	東京都町田市	鹿児島県阿久根市
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 客観的項目（経営事項審査の結果）と、主観的項目（県が独自に地域の状況に鑑みて配点）を勘案し、等級区分 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別に等級及び順位又は順位のみを定める。 客観的審査事項により算出した客観等級と、主観的審査事項により算出した主観等級により等級を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査の総合評定値に、技術事項等評価点数を加えた総合点数を用いて格付け
客観的審査事項	<p>【客観的項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査の各項目等を総合的に勘案 	<p>【客観的審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査の総合評定値 P 点を客観点数 	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査の総合評定値
主観的審査事項	<p>【主観的項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事成績評価 優良工事等表彰歴 県への貢献度（県と協定等を締結し、地震などの応急工事等に備えている業者） 建設重機の保有状況 特定の技能者の雇用状況（CCI神奈川主催の優秀技能者表彰受賞者、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者等） 建設業労働災害防止協会加入 障害者雇用の状況 子育て支援への取組（神奈川県子ども・子育て支援推進条例による認証を受け、子育て支援に取り組んでいること） 横浜保護観察所の協力雇用主 女性活躍推進（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の取得） <p>※ 客観的項目については、県・市町村等で共通化されており、主観的項目については県・市町村等ごとに定められている。</p> <p>審査については、共通の客観的項目及び独自の主観的項目を用いて、各団体個別の基準に基づき、県・市町村等が個々に行っている。</p>	<p>【主観的審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高完成工事経歴 主観点数（最高完成工事経歴のうち、最も高額な金額） 主観点数加算率（中小企業で本店が東京都内にある場合、ISO9000・14000シリーズや環境マネジメントシステム等の認証取得の取得状況による加算率） <p>※ 客観的審査事項、主観的審査事項ともに都内市区町村等で共通化されている。</p> <p>審査については、共通の客観的・主観的項目を用いて、共通の基準に基づき、審査担当団体が代表して行っている。</p>	<p>【技術事項等評価点数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市工事成績 技術職員（建設工事に係る2級以上の有資格者） 完成工事高 県主催の研修会等への出席状況 ISO9000シリーズの認証取得 CPDS、CPD及び技術士CPDの単位取得 建設業関連表彰実績 労働安全衛生マネジメントシステム認証取得 舗装機械保有状況 ボランティア活動 市との災害支援協定締結の状況 災害支援活動（市内の公共施設への緊急出動） 阿久根市消防団員雇用 障害者雇用の状況 男女共同参画支援・子育て支援 環境マネジメントシステム認証取得 職業訓練生派遣 保護観察対象者の雇用支援 新規学卒者雇用 福利厚生（厚生年金基金、企業年金制度の導入状況） 指名停止、営業停止処分、更新手続遅延等（※減点対象）

	神奈川県	東京都町田市	鹿児島県阿久根市
入札の公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の「入札情報サービスシステム」で公開 ※入札の公告は、公告式条例に基づく公告として行っているものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の「入札情報サービス」で公開 ※入札の公告は、公告式条例に基づく公告として行っているものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の「入札情報サービス」で公開 ※入札の公告は、公告式条例に基づく公告として行っているものではない。
入札参加申込書 (システムの 入力項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先商号 ・連絡先氏名 ・連絡先電話番号 ・連絡先住所 ・連絡先メールアドレス ・添付資料 <p>※企業名称、住所、代表者名、代表電話番号、代表FAX番号、調達案件番号・名称については、自動入力される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案件番号 ・件名 ・業種 ・配置予定技術者 (監理技術者又は主任技術者、予定技術者の従事中工事の有無) ・担当者情報 (氏名、所属、電話番号、メールアドレス) ・添付資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料 ・連絡先氏名 ・連絡先電話番号 ・連絡先FAX番号 ・連絡先メールアドレス
入札書 (システムの 入力項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額 ・くじ番号 ・添付資料 (内訳書等) ・連絡先商号 ・連絡先氏名 ・連絡先住所 ・連絡先電話番号 ・連絡先メールアドレス <p>※企業名称、代表者名は自動入力される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額 ・くじ番号 ・添付資料 (内訳書等) <p>※商号又は名称、代表者又は代理人氏名、所在地等については、自動入力される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額 ・くじ番号 ・内訳書 ・商号又は名称 ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス

神奈川県

第21号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

委託業務完了通知書

年 月 日

（ 発 注 者 ） 殿

住 所

氏 名

次のとおり委託業務が完了したので通知します。

1 委託業務名	
2 契約金額	
3 契約年月日	年 月 日
4 契約履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 業務着手年月日	年 月 日
6 業務完了年月日	年 月 日
7 完成検査受検希望年月日	年 月 日
8 備 考	

（備考）責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

項目の種類が異なる

東京都町田市



完了届

年 月 日

町田市長 石阪 丈一 殿

受託者 住所
氏名

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

契約番号	第 号	契約年月日	年 月 日
着手年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日
件 名			
履行場所			
契約金額		完了年月日	年 月 日

受付年月日	年 月 日	係	課長	課長	士 郎 長
監 督 員 名					
職 氏 名					

項目の種類が異なる

地方公共団体の確認欄が設けられている

鹿児島県阿久根市

委託業務終了届

下記委託業務について、令和 年 月 日終了したので届出ます。

令和 年 月 日

受託者 住 所

氏 名

印

委託者

阿久根市長 西平良将 殿

委託業務の名称	
契約年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日

神奈川県

・様式例なし

比較的簡素な
様式となっている

東京都町田市

請 求 書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

但し

上記の金額請求いたします

年 月 日

住所

氏名 印

町 田 市 長 様

支払金口座振替依頼書

私が町田市から受ける支払金については、今後は下記の口座へお振り込みください。
なお、本依頼書に記載した事項に関しては、町田市のOA機器に登録することを承諾します。

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店
	銀行コード		支店コード
	預金種別	普通 当座 貯蓄	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

住所

氏名 印

金額の頭部に△マークをご記入ください

※事業者の任意の様式による提出も可能

鹿児島県阿久根市

請 求 書

一金 (消費税額10% うち消費税額 円)	支払場所 現金払 銀行 店 口座振替払 銀行 店 預金口座番号 各地払 銀行 店 郵便振替
請 負 金 額 一金	
領 取 済 金 額 一金	
今 回 請 求 金 額 一金	
未 請 求 金 額 一金	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	令 和 年 月 日
完 成 年 月 日	令 和 年 月 日

上記のとおり請求します。

令 和 年 月 日

請 負 者 住 所

氏 名 印

(登録番号)

契約担当者 阿久根市長 西平良将 殿

詳細な情報の
記入を求めている

※事業者の任意の様式による提出も可能

	神奈川県	東京都町田市	鹿児島県阿久根市
<p>調達関連手続に関する規定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県財務規則 ・競争入札の参加者の資格に関する規則 ・神奈川県の公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領 ・神奈川県工事等指名業者選定基準 ・神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市契約事務規則 ・建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示 ・一般競争入札に係る入札参加資格要件のガイドライン ・町田市工事請負契約指名競争入札参加者指名基準 ・町田市工事請負契約の入札手続に関する要領 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・阿久根市契約規則 ・阿久根市建設工事入札参加資格審査申請要領 ・阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱 ・阿久根市建設工事入札参加資格における総合点数の基準 ・阿久根市建設工事指名競争入札の指名基準等に関する要綱 ・阿久根市公共工事等の入札及び契約に関する事項の公表に関する要綱 等

調達関連手続の電子化・オンライン化の状況①

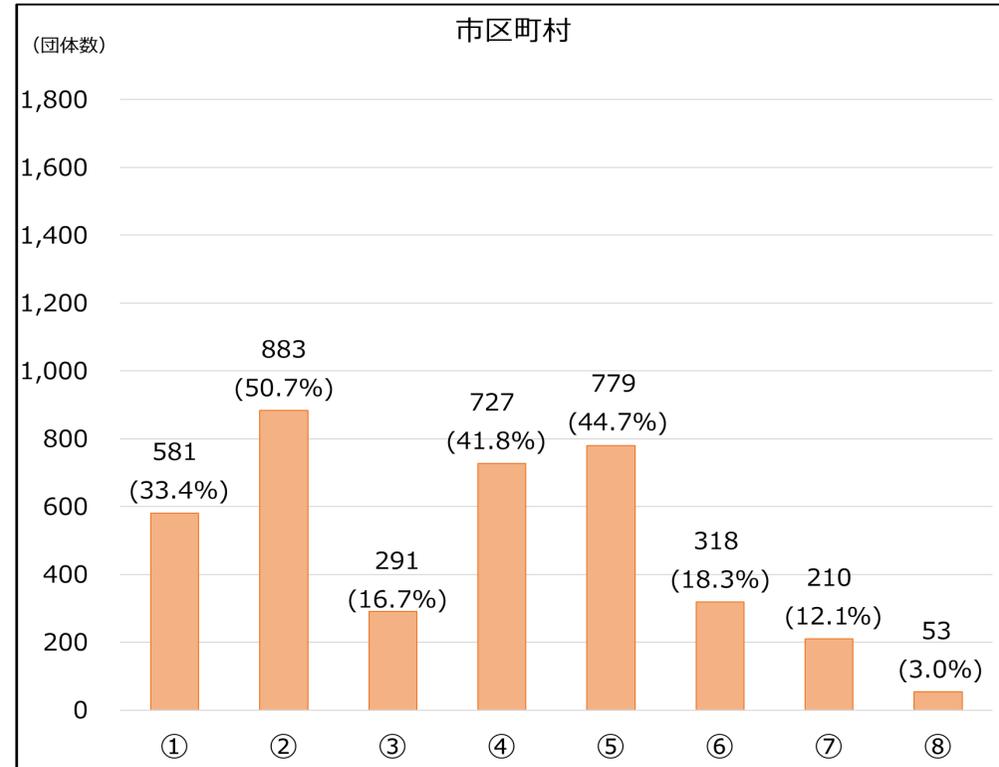
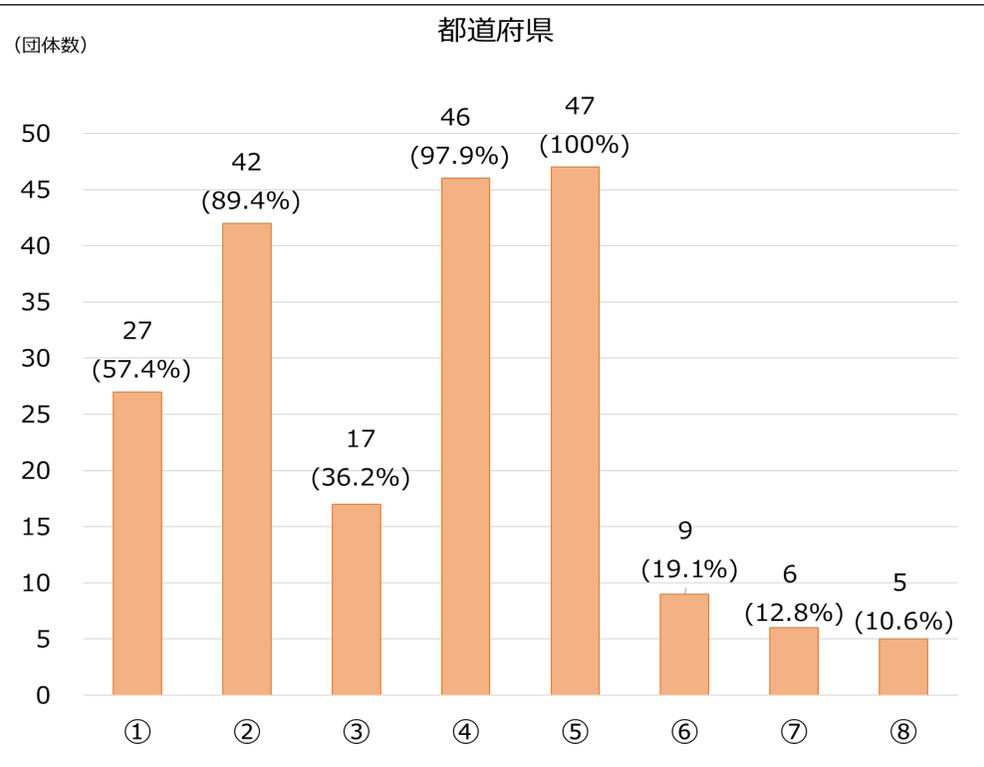
参考資料 1 4

○ 調達関連手続（建設工事）に係るシステムの構築は、都道府県においては、②事業者登録（89.4%）、④案件情報公開（97.9%）、⑤電子入札（100%）について進んでいる一方で、①入札参加資格審査（57.4%）や、⑥契約書の管理（19.1%）等に関するシステムについては十分に進んでいない。

○ また、市区町村においては、いずれのシステムについても構築が十分に進んでいない。

※ なお、経済団体からのヒアリングにおいては、一連の調達関連手続について、共通システムやポータルサイト等を通じて行うことができるよう求める声があったところ。

【調達関連手続に係るシステム構築の状況（建設工事）】 ※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成



【凡例】

① 入札参加資格審査システム等

② 事業者登録システム等

③ 見積書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）

④ 案件情報公開システム等

⑤ 電子入札システム

⑥ 契約書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）

⑦ 請求書の管理、支払管理に関するシステム等（契約管理システム等）

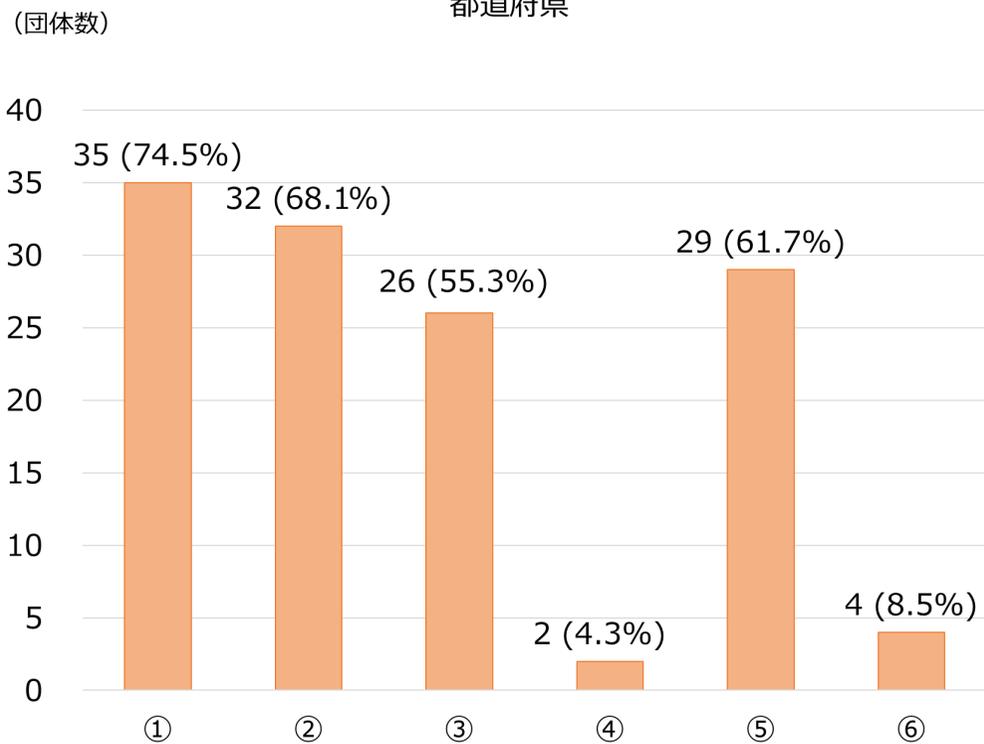
⑧ その他（例：財務会計システム、土木設計積算システム、建設情報共有システム、電子納品保管管理システム等）

調達関連手続の電子化・オンライン化の状況②

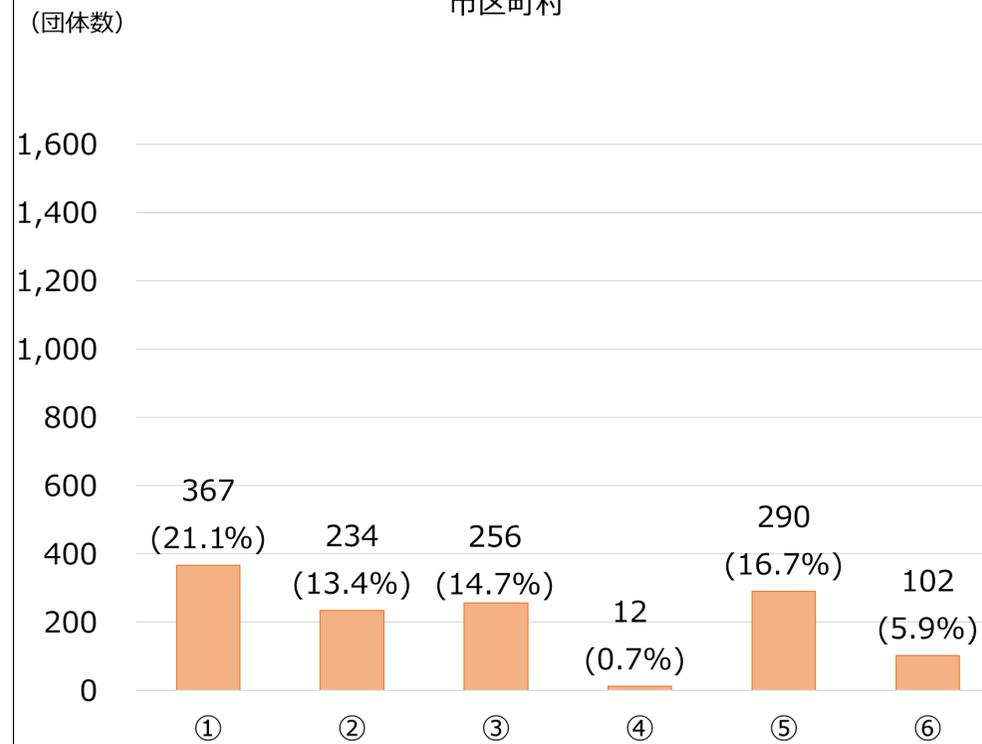
- 地方公共団体の調達関連手続のうち、④契約の締結 については、法令上、書面で手続を行う場合に記名押印が必要とされている。契約内容を記録した電磁的記録を作成して電子署名を講ずる場合には、記名押印は不要となるが、契約の締結において押印を見直した（電子契約を導入した）地方公共団体は、都道府県・市区町村ともに少数に留まっている。
- その他の手続については、法令上、記名押印について規定されていないところ、都道府県においては、①入札参加資格審査申請、②見積書等の提出、③入札、⑤請求書の提出に係る押印の見直しが進められてきているが、市区町村においては、いずれ手続についても押印の見直しが十分に進んでいない。

【調達関連手続に係る押印の見直しの状況（建設工事）】 ※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成

都道府県



市区町村



【凡例】

- ① 入札参加資格審査申請（申請様式や必要書類）
- ② 見積書の提出（見積書等）
- ③ 入札（入札書等）
- ④ 契約の締結（契約書等）
- ⑤ 請求書の提出（請求書等）
- ⑥ その他

- 神奈川県及び町田市においては、都道府県内の地方公共団体とともに共同で電子調達システムを運用し、入札参加資格審査申請の共同受付や電子入札システム等の共同利用を行っている。阿久根市においても、県内の他団体とともに電子入札システム等の共同利用を行っている。

神奈川県（県・市町村等）

かながわ電子入札共同システム

- ✓ 県・県内市町村・一部事務組合の31団体が共同でシステムを運営。
- ✓ 共同システムは、以下のシステムで構成。**インターネットを通じて一括の入札参加資格審査申請、案件情報の確認、電子入札が可能**となっている。

①資格申請システム

…入札参加資格審査申請に基づく審査・認定、名簿管理、業者検索

②入札情報サービスシステム

…入札案件情報、入札参加資格者の確認

③電子入札システム

…入札案件の登録、入札参加申込書・入札書の受付、開札・落札結果通知

町田市（都内市区町村等）

東京電子自治体共同運営電子調達サービス

- ✓ 都内市区町村、一部事務組合の59団体が共同でシステムを運営。
- ✓ 共同システムは、以下のサービスで構成。**インターネットを通じて一括の入札参加資格審査申請、案件情報・入札（見積）経過情報等の確認、電子入札が可能**となっている。

①資格審査サービス

…入札参加資格審査申請、変更申請、受付票の受取
※ 添付書類は、申請した団体のみに郵送。受付票は申請した複数の団体で有効。

②入札情報サービス

…入札案件情報、入札（見積）経過情報、入札参加資格者等の確認
※ 公開している全ての情報を団体ごとに検索可能。

③電子入札サービス

…入札参加希望票・入札書の受付、質問・回答の閲覧、開札・落札結果の確認

阿久根市（県・市町村）

かごしま県市町村電子入札システム

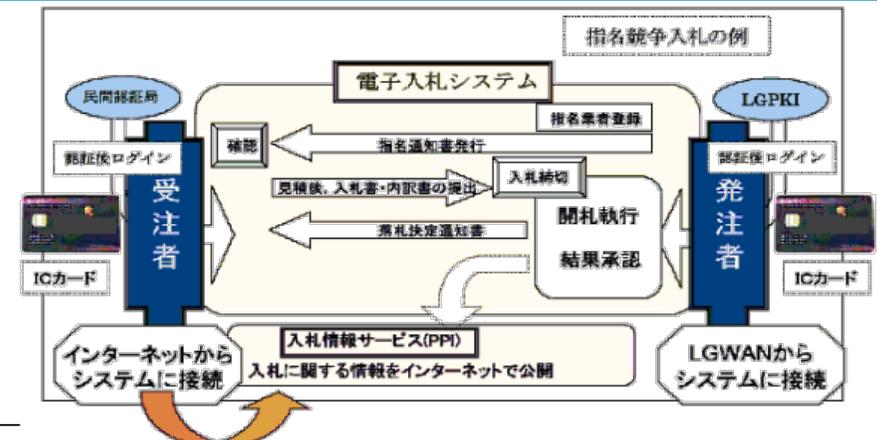
- ✓ 県・県内市町等の45団体が共同でシステムを運営。
- ✓ 共同システムは、以下のシステムで構成。**インターネットを通じて案件情報・入札結果の確認、電子入札が可能**となっている。

①入札情報サービス

…入札案件情報、入札・落札結果の確認

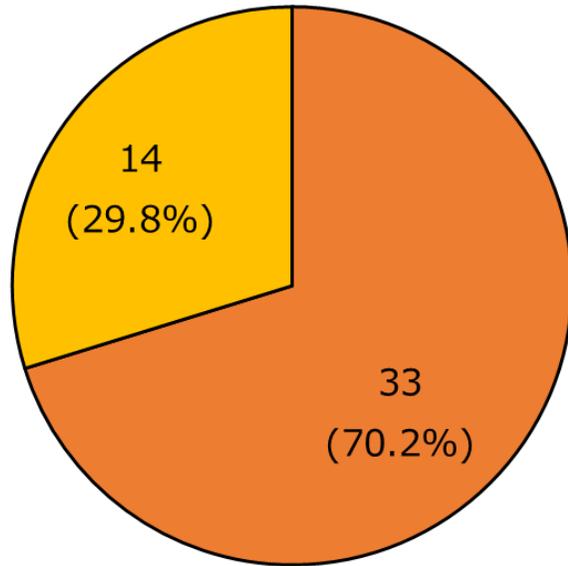
②電子入札システム

…入札参加申請書・入札書の受付、指名通知、開札・落札結果の確認



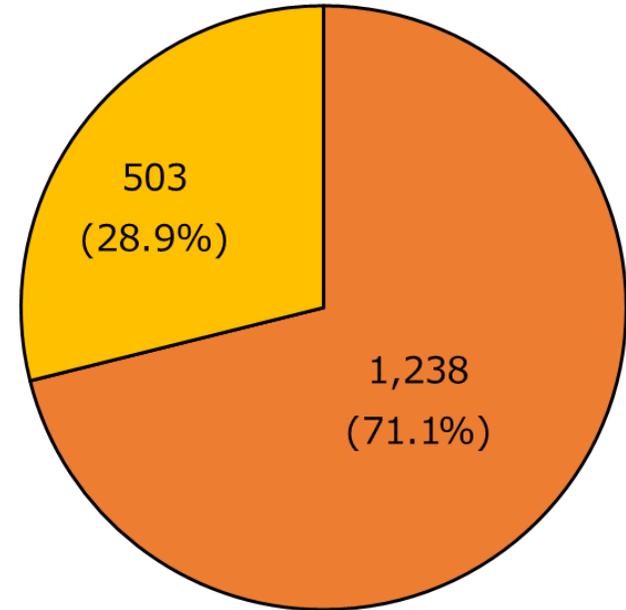
申請の受付体制（建設工事）

都道府県



■ 自団体単独 ■ 他団体と共同で受付

市区町村



■ 自団体単独 ■ 他団体と共同で受付

※ 入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査結果（令和4年6月総務省調査）より

- 国の調達関連手続のうち、「**物品・役務**」の調達手続については、**各省庁共通の「政府調達関連システム」**によって行われている。
- 「**公共工事**」のうち、**入札参加資格審査申請の受付**については、国土交通省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁においては、これらの省庁が共同で運営する「**インターネット一元受付システム**」により行われており、その他の省庁においては、各省庁の個別システムや郵送等により行われている。また、**入札参加資格審査以降の手続**については、**各省庁の個別システム等**により行われている。

物品・役務（政府調達関連システム）

- **政府調達関連システム**は、①入札参加資格（全省庁統一資格）の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を提供する**電子調達システム（GEPS：ジープス）**と、②電子調達システムのフロントエンドとして調達情報の公表・案件検索・利用者管理の機能を提供する**調達ポータル（PP：ピーピー）**で構成されている。
- 事業者は、調達ポータルを通じて全省庁の調達案件の閲覧、電子入札、電子契約、請求等に係る手続をオンラインで行うことが可能となっており、また、各省庁においても、調達に係る入札参加資格審査、入札の公告をはじめとする調達関連手続を電子調達システム上で行うことが可能となっている。
- ※ なお、国の調達ポータル上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されている。（現状、活用はされていない。）

公共工事（インターネット一元受付システム等の各省システム）

- 公共工事の調達については、物品・役務の調達のように、全省庁共通の統一的なシステムが構築されておらず、入札参加資格審査については、公共工事の発注が多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、**インターネット一元受付システムで共通で受け付け**ている。
- インターネット一元受付システムで受け付けた申請データ（申請項目、必要書類）については、システムを管理する委託業者が、申請先の省庁ごとにとりまとめて各省庁にメール等で各省庁に送付しており、各省庁においては、当該データを基に個別に審査をしている。（各省庁においては、共通の申請項目・必要書類に追加して、各省庁個別に追加の申請項目、必要書類の提出を求めている。）

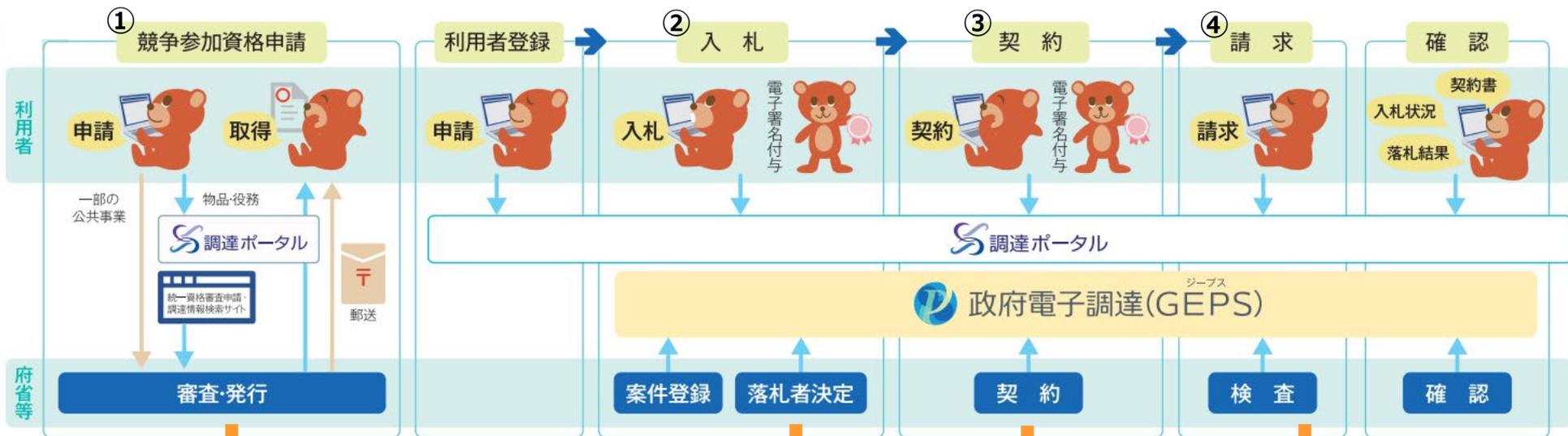
（参考）国土交通省の建設工事の例

入札参加資格審査をインターネット一元受付システム、入札の公告から開札までを電子入札システム（国土交通省の個別システム）、契約から支払までの手続を電子契約システム（デジタル庁が省庁に提供しているシステム）で行っている。

国の調達関連手続の状況②

競争参加資格申請から請求・確認までの流れ（物品・役務の場合）

※調達ポータル掲載のリーフレットを加工



① 全省庁統一資格の審査・申請手続

- ※ 全省庁統一資格：各省庁における物品の製造・販売等に係る契約についての共通の入札参加資格
- ・ 事業者は複数の省庁への入札を希望する場合であっても、特に希望する1省庁に対して入札参加資格審査を申請
- ・ 申請を受けた省庁が、各省庁を代表してGEPS上で審査

② 入札

- ・ 事業者は、PPで全省庁の調達案件を閲覧可能
- ・ 事業者は、入札書等をPPを通じて提出可能
- ・ 各省庁はGEPS上で電子入札を行うことが可能

③ 契約

- ・ 事業者・各省庁はGEPS上で電子契約を行うことが可能

④ 検査

- ・ 各省庁は検査結果をGEPSに登録することが可能
- ・ 事業者は請求書をPPを通じて提出することが可能

1. 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知) (令和3年10月19日付、総務省通知・要約)

- 規制改革実施十画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、各地方公共団体において活用されることを目的として、**地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を取りまとめ、当該項目を掲げる様式の例を作成。**
- 標準項目を活用することは、**事業者の事務負担の軽減に資すること**はもとより、**地方公共団体にとっても、事業者の入札参加を容易なもの**とすることにより**最適な事業者の選定に寄与すること**や、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、**標準項目等を積極的に活用するよう要請。**
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、**競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化について検討すること**や、競争入札参加資格審査申請書に加えて、**見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組むことを要請。**

2. 標準様式等の概要

- 国の様式に合わせて以下の3通りの標準様式を策定。

番号	標準様式の種類	添付書類
①	【 建設工事 】 標準様式	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
②	【 測量・建設コンサルタント等 】 標準様式	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
③	【 物品製造・役務の提供等 】 標準様式	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表する。
- 各地方公共団体における標準様式の項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況について

参考資料 19

- 総務省が令和3年に作成した競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等については、各地方公共団体において、入札参加資格審査申請システムを更新する際に導入することが想定されること、令和4年7月1日時点では、「②活用予定」、「③活用検討中」とした団体が多数となっている。

(割合：人口規模別団体数に占める項目ごとの団体数の割合)

	①活用団体						②活用予定		③活用検討中		④活用しない		合計 (①～④)	
	標準項目 〔標準項目を システムに反映〕		標準様式 〔標準様式を紙媒体・ メール送付等により利用〕		小計		d	(d/g)	e	(e/g)	f	(f/g)	g	
	a	(a/g)	b	(b/g)	c	(c/g)								
都道府県	0	0.0%	1	2.1%	1	2.1%	4	8.5%	35	74.5%	7	14.9%	47	
市区町村	50万人以上	2	5.7%	0	0.0%	2	5.7%	1	2.9%	25	71.4%	7	20.0%	35
	20万人以上50万人未満	0	0.0%	1	1.0%	1	1.0%	3	3.1%	68	70.1%	25	25.8%	97
	10万人以上20万人未満	0	0.0%	4	2.7%	4	2.7%	6	4.0%	109	73.2%	30	20.1%	149
	5万人以上10万人未満	3	1.2%	5	2.0%	8	3.2%	11	4.4%	181	73.0%	48	19.4%	248
	3万人以上5万人未満	2	0.8%	12	5.0%	14	5.9%	10	4.2%	170	71.1%	45	18.8%	239
	1万人以上3万人未満	5	1.1%	18	4.0%	23	5.1%	26	5.8%	308	68.4%	93	20.7%	450
	1万人未満	3	0.6%	45	8.6%	48	9.2%	21	4.0%	333	63.7%	121	23.1%	523
合計	15	0.8%	86	4.8%	101	5.6%	82	4.6%	1,229	68.7%	376	21.0%	1,788	

※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成

1. 手続・様式の共通化

※ 第10回研究会における経済団体（新経済連盟、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、日本商工会議所）からの意見聴取結果を事務局にて要約

調達に関する一連の手続

- **調達関連手続の全ての段階における手続・様式を標準化**すべき。
- **政府調達における「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで利用可能なものとする**ことが必要。

入札参加資格審査手続

- **入札参加資格審査申請に関する手続・様式を標準化**するとともに、申請や書類提出をデジタル完結すべき。
- 入札参加資格審査について、以下のとおりとすべき。
 - 案① **基本的な入札参加資格要件を共通化**し、全省庁統一資格のように一度の申請で、全地方公共団体に登録できる**入札参加資格を国等が認定**。
 - 案② **全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与**。
 - 案③ **基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化し、地方公共団体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付け**。
- ※ このとき、地方公共団体は原則として追加の要件を設定することなく、国等の認定結果をそのまま採用すべき。
- 入札参加資格審査申請に**必要な基礎的資料については、ポータルサイトへの登録などで共有化もしくは一元化**して、同じ手間の繰り返しをせずに済むようにすべき。
- **基本的な必要様式、記載内容を統一化し、地方公共団体が地域の実情に応じて追加書類のデータを徴求**する仕組みを構築。

留意事項

- 業務の一部分のみを標準化・電子化しても、かえって地方公共団体の業務を煩雑化することになりかねず、一連の手続を一気通貫で検討する必要があるのではないか。
- 標準化については、以下のことに留意が必要。
 - ・ **地域の小規模事業者が入札から排除されかねない**。
 - ・ 地方公共団体の自治や主体性を活かすためには、**地方公共団体ごとの評価や加点要素を残す等、柔軟に運用できることが重要**。
 - ・ **標準化すべき事項について精査が必要**。
 - ・ 誰のため（入札等の参加する事業者のためなのか、地方公共団体のためなのか）に実施するのかを明確にする必要。標準化は、複数の地方公共団体の入札等に参加する中堅以上の事業者からの要望であり、**中小・小規模事業者に裨益するものではない**。

経済団体からの主な意見（総論）②

2. 手続の電子化・オンライン化

手続の電子化・オンライン化

- **申請のデジタル完結、ワンスオンリーの徹底**などの取組をデジタル庁とも連携しながらさらに加速させるべき。
- 入札参加資格審査申請に必要な書類の簡素化のため、入札参加資格を国等が認定する場合、必要資料は国等に提出することとし、申請をデジタル完結すべき。
- 全地方公共団体が**電子入札に対応**すべき。**電子契約の導入を推進**するとともに、**押印廃止**を徹底すべき。

共通基盤の整備

- 都道府県単位の電子入札共同システムに域内の全地方公共団体が参加することにより、事業者が一括してデジタルで申請できるようにすべき。また、納税証明書・使用印鑑届など、**一度行政機関に提出した情報については、電子入札共同システム上での共通利用を可能とし、何度も提出が求められることがないよう、ワンスオンリーを徹底**すべき。
- 入札参加資格審査申請に必要な書類の簡素化のため、法人情報、納税状況、落札実績等、国や地方公共団体が保有している情報は情報連携により提出を省略。デジタル臨時行政調査会の法人基本情報データのベース・レジストリの整備と連携し、ワンスオンリーを徹底。
- 厚生労働省の「食品衛生申請等システム」のように、**国において地方公共団体への申請等に利用できる統一的な共通システムを整備**し、標準化の加速、UI/UXの向上等を図るべき。
- **国の「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで可能**なものとするべき。
- 入札参加資格審査申請に必要な基礎的資料は、**ポータルサイトへ登録し共有化・一元化**するとよい。
- **事業者がクラウド上に書類データや標準項目をアップロード**しておき、地方公共団体が必要に応じてダウンロードする仕組みを構築。

留意事項

- 業務の一部分のみを標準化・電子化しても、かえって地方公共団体の業務を煩雑化することになりかねず、一連の手続を一気通貫で検討する必要があるのではないかと。
- 標準化・電子化に当たっては、既に電子化している地方公共団体との丁寧な調整や対応が必要である。
- 電子化に対応できない事業者の受注機会が喪失する。 — 48 —

経済団体からの主な意見（入札参加資格審査手続）①

1. 現状と課題

申請項目等についての主な意見（フロー①関係）

- 地方公共団体ごとに様式（記載・入力項目）や必要書類の種類が異なるため、対応の違いがその都度生じて業務が煩雑化。
- 必要書類が多く、団体ごとに異なる。電子化されたとしても、手続が煩雑で、リソースが限られるスタートアップでは、その準備が大きな負担。
- 業種や営業品目の区分が団体ごとに異なるため、どの区分に希望をしてよいのかが分からない。申請項目だけでなく、業種等の統一も必要。

申請方法についての主な意見（フロー①関係）

- 地方公共団体ごとに申請時期や期間（4月・10月等）が異なる上、資格の有効期間（2年・3年等）も異なるため、それぞれのホームページ等を巡回して申請の時期や方法を確認することが必要。
- 団体ごとに提出締切や必着等の要件が異なる。
- 地方公共団体によっては、申請の受付が随時行われていない。
- 資料を郵送・持参させる団体が多い。電子媒体での提出もメールではなく、CD-ROM等の物理媒体を郵送・持参させている場合がある。
- 押印廃止を徹底すべきである。

審査基準・資格についての主な意見（フロー②③関係）

- 入札参加資格審査の要件だけでなく、入札案件ごとの参加資格や仕様として要件を上乗せ（県内に事業所があることや過度な実績など）する例が散見され、新規参入や域外参入を困難にして公正な競争を阻害している。

経済団体からの主な意見（入札参加資格審査手続）②

2. 対応案

申請項目・審査基準・資格についての主な意見（フロー①②③関係）

- **基本的な必要様式、記載内容を統一化**し、地方公共団体が地域の実情に応じて追加書類のデータを徴求する仕組みを構築。
- 基本的な入札参加資格要件を共通化し、**全地方公共団体に登録できる入札参加資格を国等が認定**することや、**全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与**すること、**基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化**し、地方公共団体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付けを行うことが考えられる。
- **入札参加資格を地方公共団体ごとに設ける必要性・合理性など、そのあり方について再検討が必要**ではないか。事業者にとっても地方公共団体にとっても、入札参加資格の申請・審査・管理業務に大きなコストを割くことは、限られたリソースに照らし適当でないのではないか。
- 地方自治が認められている趣旨に照らして、必要性・合理性に乏しい領域においては、国において統一的なルールや方策を定めるべき。
- 技術的助言としての標準項目等の通知には限界。法令において「従うべき基準」型や「標準」型の基準を設け、条例レベルから標準化を加速すべき。

申請方法についての主な意見（フロー①関係）

- **手続・様式を標準化**するとともに、**申請や書類提出をデジタル完結**すべき。
- **都道府県単位の電子入札共同システムに域内の全地方公共団体が参加**することにより、**事業者が一括してデジタルで申請**できるようにすべき。
- 厚生労働省の「食品衛生申請等システム」のように、**国において地方公共団体への申請等に利用できる統一的な共通システムを整備**し、標準化の加速、UI/UXの向上等を図るべき。
- **事業者がクラウド上に書類データや標準項目をアップロード**しておき、**地方公共団体が必要に応じてダウンロード**する仕組みを構築。

3. 留意事項

- 事務手続が簡素化されることで、アウトサイダーが増加し地域の小規模事業者が入札から排除されかねない。著しい低価格での入札の増加を防ぐためにも、**地元企業や地域貢献度についての考慮が必要**。
- 地方公共団体の自治や主体性を活かすためには、**地方公共団体ごとの評価や加点要素を残す等、柔軟に運用できることが重要**。**標準化すべき事項について精査が必要**。
- **標準化は**、複数の団体の入札に参加する**中堅以上の事業者からの要望**であり、**中小・小規模事業者に裨益するものではない**。

経済団体からの主な意見（その他調達関連手続）

案件情報等の公表方法について

- 既存の都道府県単位の**電子入札共同システム**においては、入札参加資格審査申請、入札、**入札公告の閲覧等が可能**となっているが、当該システムに参加していない地方公共団体がある。区域内の全ての地方公共団体が当該システムに参加すべき。
- **仕様書を窓口に取りに来させる場合もある**。国の「調達ポータル」も参考に、**調達情報や落札実績情報の検索**、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、**全ての手続をオンラインで可能なものとする**べき。

入札の方法について

- 国の「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、**入札**、契約等の手続を一本化し、**全ての手続をオンラインで可能なものとする**べき。
- **まずは全ての地方公共団体が電子入札に対応**し、なおかつ都道府県単位などでの電子入札共同システムに域内の全ての地方公共団体が参加し、事業者が一括して申請できるようにすることを目指すべき。

契約の内容・方法について

- **同種・同類の案件についても**、地方公共団体間はもちろん、部署や課によっても**契約書・仕様書の条文が異なっている**。
- 地方公共団体の基本的な契約内容・必要情報等は共通しているものの、**標準化すべき部分と自治体の判断に委ねる部分の線引きに一定の留意は必要**。
- 誓約書は、地方公共団体セキュリティ規則や個人情報保護規則の遵守を目的として、各担当者による**署名や押印が必要**となる場合が散見。
- 契約ごとに必要書類一式を紙で用意・押印した上で、契約を取り交わしている。**紙による契約締結では、契約書、再委託申請書等の複数の書類に同一の契約件名等を記載することが必要**で、かつ**地方公共団体ごとに必要書類や記載箇所が異なる**。
- 入札以降の契約・請求・支払等の手続は紙ベースで行われることが多く、**電子契約の導入が進んでいない**。**押印廃止が徹底されていない**。紙の契約書だと契約締結までに時間がかかる（押印、郵送等）ため、事業の開始が遅れてしまう。また、契約書の紙での管理も負担。民間では電子契約が浸透しつつあることから、地方公共団体においてもその導入を推進してほしい。

完了届、請求・支払の方法について

- **入札以降の契約・請求・支払等の手続は紙ベース**で行われることが多い。
- 国・地方公共団体の調達関連手続については、「デジタル原則」に則り、入札参加資格審査申請や入札だけでなく、契約・請求・支払など**手続のすべての段階を通して、デジタルで完結できることを目指す**べき。

※ 第13回研究会における地方公共団体（神奈川県、東京都町田市、鹿児島県阿久根市）からの意見聴取結果を事務局にて要約

1-1(1) 入札参加資格審査手続（申請様式・項目及び必要書類）

（申請様式・項目）

- 申請項目の中には、地域特有の加点要素があるが、これらの項目を廃止することは困難。規模の大きい区域外業者の参入により、区域内の小規模事業者が落札できなくなることを避けるため、区域内の小規模事業者の受注機会を確保することを重視している。
- 申請様式・項目及び必要書類の共通化に伴い、地方公共団体の調達関連システムを改修する場合、申請項目等に係る部分の改修だけでなく、格付の計算に係る部分の改修が必要になる等、影響が大きく、ある程度の工数が必要となる。各地方公共団体が所有している既存のシステムを改修し進めていくことは非効率ではないかと考える。
- 共通の申請項目等については代表の団体が共通で、個別の申請項目等については各地方公共団体が個別で審査を実施している。共通化するに当たっては、共通審査・個別審査の体制を整備するとともに、共通の申請項目と個別の申請項目を一体として格付できるシステムを構築する必要があるのではないかと考える。また、全国共通の申請項目を取り入れつつ、各地方公共団体が個別の申請項目の設定や格付、名簿作成等を行うことのできるシステムが理想的であると考えている。
- 事業者からは、当該事業者が力を入れて取り組んでいること（地域要件等）を入札参加資格審査で評価してほしいという声がある。このため、現行の申請項目の一部を廃止することについては、事業者の納得が得られないことが懸念される。

（必要書類）

- 事業者目線に立てば、入札参加資格審査の必要書類は最小限にすべきと考える。
- 区域内業者、区域外業者を問わず提出を求めている工事経歴書等は、共通化が比較的容易であると考えている。
- 原本を確認する必要がある必要書類を電子化すること、又は写しの有効性を認めることについて整理することが必要ではないかと考える。

（審査基準等）

- 審査基準等については、地域の実情に応じて定めていることから、一律化することは困難と考える。
- 入札参加資格審査申請の際には、地域要件は設けておらず、入札参加資格審査手続を共通化・デジタル化することについて大きな障害はない。また、地域要件については、個別の入札における入札参加資格において設定しており、総合評価方式での入札の場合にのみ加点要素として申請を求めている。総合評価方式での入札について、提出書類は多いものの、年間の契約件数のうち僅かであり、事業者の負担はあまりないと考える。

地方公共団体からの意見聴取の結果②

1-(2) 入札参加資格審査手続（申請方法）

（受付方法）

- 申請方法の電子化について、メール等ではなく、共同システムを構築しシステム化していく方がよい。
- 申請方法がオンライン申請に共通化された場合、これまで郵送（書面）で申請してきた小規模事業者がオンライン申請に対応できないおそれがある。このため、書面申請とオンライン申請を併用することとすることが望ましいのではないか。
- 随時申請については、一月ごとに受け付けており、1ヶ月で審査及び格付を行っている。この審査期間を短くすることは難しい。
- 事業者の利便性の観点からは、事業者が任意の時期に申請できるよう、随時申請とすることが望ましい。
- 申請を複数の地方公共団体共通のシステムで受け付けて共同で審査しているが、代表して審査する地方公共団体の規模に応じてランダムに振り分けられるため、審査に係る事務負担が特定の団体に集中することはない。このため、申請を共同で受け付けることについて特段デメリットを感じていない。

（申請時期）

- 申請時期については、契約担当部署の繁忙期である年度末から年度当初を避ければ、共通化することはできる。
- 申請時期を一定の時期に共通化すると、申請に係る事業者の負担が集中することが懸念されるため、適当な申請期間の確保が必要である。
- 申請時期について、ある程度の期間をかけて調整していくことで、共通化できると考える。

（入札参加資格の有効期間）

- 入札参加資格の有効期間を共通化するに当たって、この期間を1年間に統一した場合、地方公共団体・事業者双方の事務負担が大きくなることが想定されることから、申請期間は2年間又は3年間に設定することが妥当ではないか。
- 有効期間は2年間としているが、有効期間を共通化することについては特段支障がない。

2-(1) 案件情報の公表方法等

- 事業者の利便性の観点から、インターネット上で公表することが望ましい。
- 共通化するに当たっては、公表する項目等を整理する必要があるのではないか。
- 指名競争入札や随意契約に関して、公募、プロポーザル方式、オープンカウンター方式等によるものは公表する必要があるが、これらの方法によらない通常の指名競争入札や随意契約については、現在も公告を行っておらず、必要はない。

2-(2) 入札、契約、完了届、請求等

(入札)

- 入札参加申込書、入札書等について、要綱を改正する必要があるが、共通化することはできる。

(契約)

- 電子契約について、民間の電子契約サービスが普及し始めており、このような民間サービスを活用するという方法もあるか。
- 電子契約について、入札参加資格申請システムを共同運営している一部の地方公共団体では、今年度から電子契約の導入を開始するなど、各地方公共団体における取組が進められている。

(完了届、請求等)

- 入札参加資格審査から電子入札、電子契約まで、一連の手続きを契約課で行っているところ、現在システム化されていない完了検査、請求についても、今後電子化を検討していきたいと考えている。
- 請求書について、電子データでの提出を可能としている。事業者の任意の様式により提出を受けているが、この様式を共通化することは特段考えていない。
- 請求書について、事業者の任意の様式により提出することを可能としているが、全国的に共通することができる。

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

(地方公共団体共通のシステムの整備)

- 入札、支払、案件執行、検査等を行う部署がそれぞれ異なり、利用しているシステムもそれぞれ異なることから、全ての業務を一括で処理できるシステムを構築することは困難ではないか。
- 工事や設計、コンサルタント業務等と、物品や役務等に係る事務が同一システムで一体的に取り扱われているため、工事等と物品等に係る事務を処理するシステムを分離することは想定していない。
- 国のシステムの機能を活用することについては、地方公共団体のシステムの情報を国のシステムに取り入れ、連携していくことも考えられるが、情報を収集する機能を設けるためのシステム改修が必要となることや、地方公共団体のネットワーク強靱化、LGWAN・三層分離との関係の問題等を考慮すると、対応しにくいのではないか。
- 国の調達ポータルやJACICが運営する入札情報サービス（統合PPI）等の複数のシステム間をどのように情報連携していくかが課題である。
- 事業者にとっては、様式・項目や必要書類が共通化されることのメリットがある一方で、オンライン申請に対する否定的な意見も出てくるのではないか。
- 入札参加資格申請を複数の地方公共団体共通のシステムで受け付けているが、運用協議会を設置し議論して運用している。手続やシステムの改善要望がある場合には、参加地方公共団体から運用協議会に意見を提出し、多数決で可決されたものについては対応している。仮に地方公共団体共通システムが構築された場合、これまで以上に地方公共団体の意見が反映されないこととなる可能性もあるが、決定事項については従うこととなる。

(規律方法)

- 規律方法について、国の法令で規定する場合、技術的な助言を行う場合のいずれにおいても、まずは、実質的に運用を共通化していくことに加え、国が地方公共団体に対して時間をかけて共通化を促していくことや、財政措置を講ずることが必要ではないか。

(共通化・デジタル化のメリットの提示)

- コスト面や人力的な課題により電子化・オンライン化を見送っている地方公共団体も多いと思われるため、共通化することによって、単独でシステムを整備するより安価となることを地方公共団体に理解してもらうとともに、事業者へのオンライン申請に係る説明会の実施や共通マニュアルの整備、共通のコールセンターの設置等があれば、共通化・デジタル化が進むのではないか。